

北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第31号

北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年北上市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画を認定する法第6条第1項第3号に掲げる居住環境の維持及び向上に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅を建築しようとする土地</u>が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) <u>次に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築するものでないこと。</u>ただし、当該住宅を30年以上にわたり存続できることが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>を認定する法第6条第1項第3号に掲げる居住環境の維持及び向上に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>当該認定に係る住宅の存する土地</u>が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) <u>当該認定に係る住宅が、次に掲げる区域の区域内の土地に建築され、又は建築されているものでないこと。</u>ただし、当該住宅を30年以上にわたり存続できることが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)</p> <p>第3条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、認定を受けて<u>建築しようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこととする。</u>ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決</p>	<p>(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)</p> <p>第3条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、認定を受けて<u>建築し、又は維持保全しようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築され、又は建築されているものでないこととする。</u>ただし、宅地の安全化を図る開発行為等によ</p>

定している場合若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合又は市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(必要と認める図書)

第4条 省令第2条第1項に規定する必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(5) [略]

(6) 住宅を建築しようとする土地が第2条第1号ア又はイに掲げる計画の区域内の土地である場合 当該計画に適合することを確認できる書類

(7) 住宅を建築しようとする土地が前条各号のいずれかに掲げる区域内の土地である場合 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることがわかる書類、短期間のうちに解除されることが確実と見込まれることがわかる書類又は長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていることを確認できる書類

(認定の申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の

り、区域の指定が解除されることが決定している場合若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合又は市長が認定を受けて建築又は維持保全をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(必要と認める図書)

第4条 省令第2条第1項に規定する必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(5) [略]

(6) 建築又は維持保全をしようとする住宅の存する土地が第2条第1号ア又はイに掲げる計画の区域内の土地である場合 当該計画に適合することを確認できる書類

(7) 建築又は維持保全をしようとする住宅の存する土地が前条各号のいずれかに掲げる区域内の土地である場合 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることがわかる書類、短期間のうちに解除されることが確実と見込まれることがわかる書類又は長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていることを確認できる書類

(認定の申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項の

規定による認定の申請をした者が、市長が認定する前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめの届出）

第11条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅の建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、建築等取りやめ届書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

様式第4号（第7条関係）

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、次のとおり、認定しないこととしたので、北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により通知します。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

[略]

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

規定による認定の申請をした者が、市長が認定する前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめの届出）

第11条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、建築等取りやめ届書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

様式第4号（第7条関係）

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画について、次のとおり、認定しないこととしたので、北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により通知します。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号

[略]

2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日

[略]

様式第7号（第10条関係）

[略]

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

[略]

様式第8号（第11条関係）

[略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定により認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

[略]

- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

[略]

様式第9号（第12条関係）

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定

[略]

様式第7号（第10条関係）

[略]

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日

[略]

様式第8号（第11条関係）

[略]

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、北上市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定により認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号

[略]

- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日

[略]

様式第9号（第12条関係）

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定

に基づき、次のとおり認定長期優良住宅建築等計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

[略]

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

[略]

に基づき、次のとおり認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

[略]

1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号

2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。